

社会福祉法人制度の現状について

<目次>

1. 社会福祉法人の現状
2. 社会福祉法人制度改革の実施状況
3. 社会福祉法人の事業展開等の現状
4. 検討が必要な事項等

1. 社会福祉法人の現状

2. 社会福祉法人制度改革の実施状況

3. 社会福祉法人の事業展開等の現状

4. 検討が必要な事項等

社会福祉法人制度の概要

1. 社会福祉法人とは

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。

※社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。

- ・第一種社会福祉事業…経営主体は行政又は社会福祉法人が原則 → 特別養護老人ホーム、児童養護施設 等
- ・第二種社会福祉事業…経営主体に制限なし → 保育所、障害福祉サービス事業 等

※個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

○社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、

- ①自主的な経営基盤の強化
 - ②福祉サービスの質の向上
 - ③事業経営の透明性の確保
- を図る必要がある。

3. 運営

○社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受けると同時に、税制優遇措置や補助金の交付を受けている。

※公的規制…原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者(公益財団法人等)若しくは国庫)、財務諸表等の届出・公表、所轄庁による指導監査 等

※支援措置…社会福祉事業・公益事業に係る法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付 等

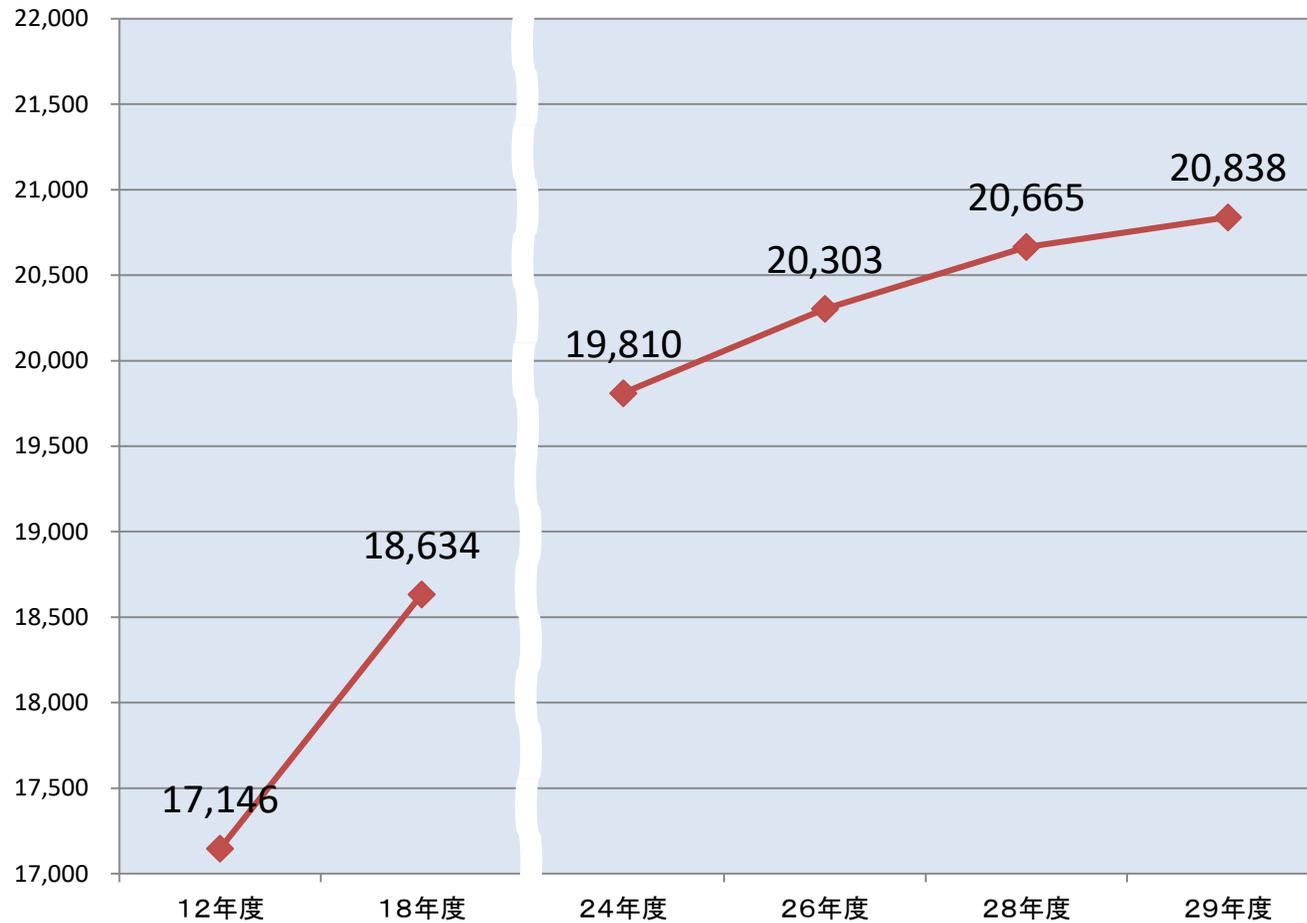
4. その他

○法人の主たる事務所の所在地、法人が行う事業の区域に応じて都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施【20,798法人(平成29年度末時点)】※出典:福祉行政報告例

○法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監査等を実施【40法人(平成29年度末時点)】

社会福祉法人数の推移

○社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き年間170件程度のペースで増加している。



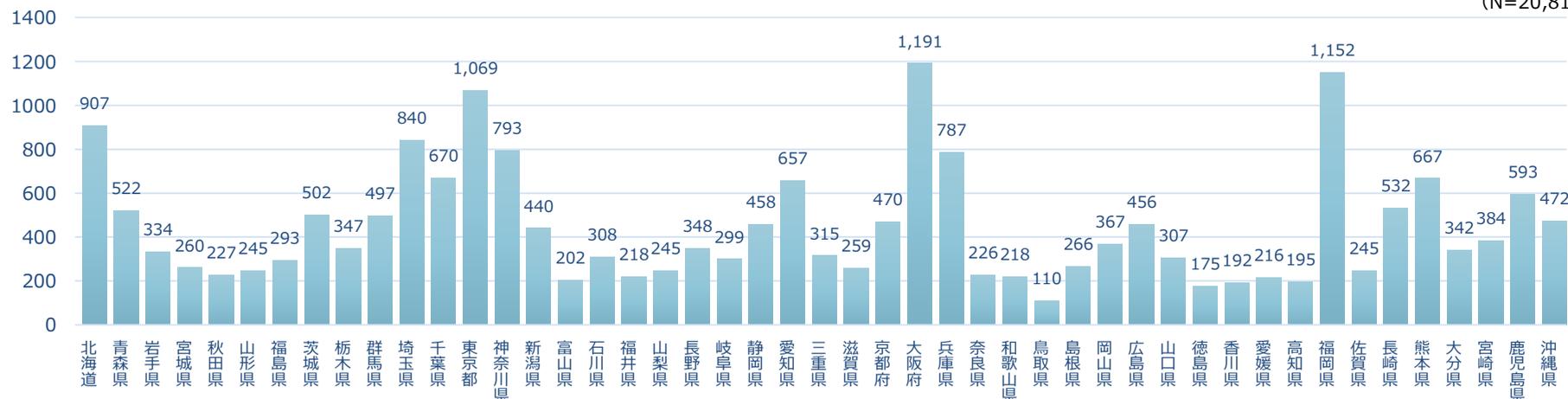
※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地（主たる事務所）別法人数

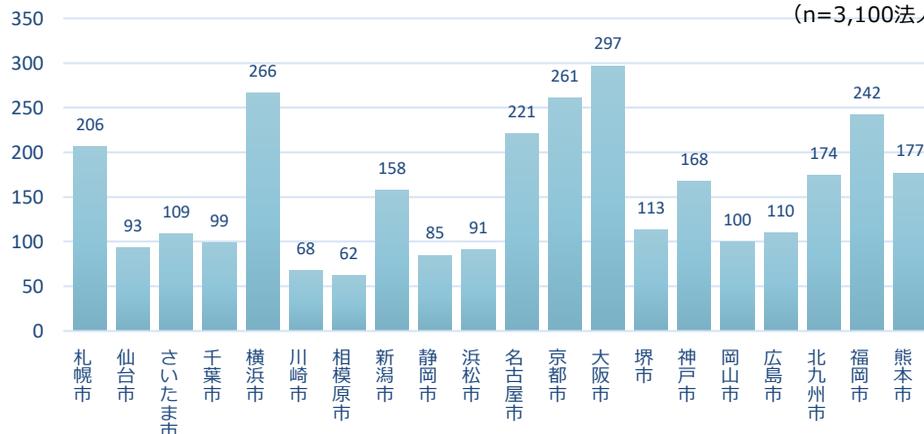
都道府県別法人数

(N=20,818法人)



指定都市別法人数（再掲）

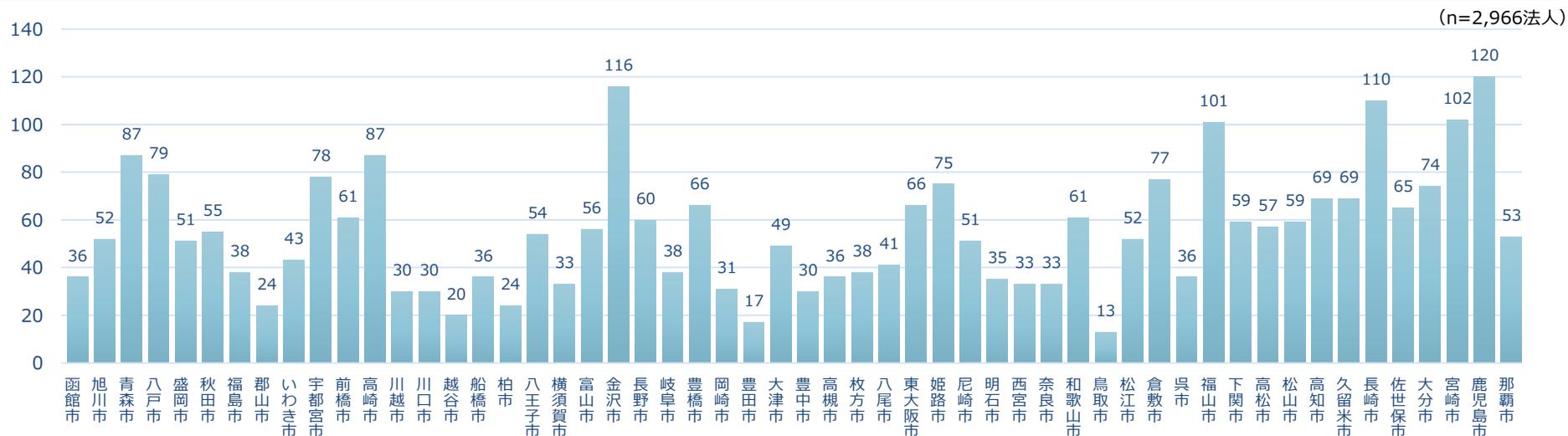
(n=3,100法人)



- ・ 都道府県別では、大阪府（1,191）が最も多く、次いで、福岡県（1,152）、東京都（1,069）と続いている。
- ・ 指定都市別では、大阪市（297）が最も多く、次いで、横浜市（266）、京都市（261）と続いている。
- ・ 中核市別（次頁参照）では、鹿児島市（120）が最も多く、次いで、金沢市（116）、長崎市（110）と続いている。

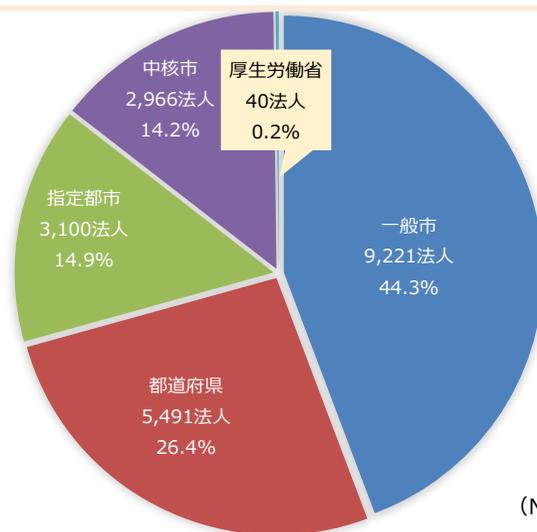
1-1.所在地（主たる事務所）別法人数（つづき）

中核市別法人数（再掲）



1-2.所轄庁別法人数

| 区分 | 所轄庁数 | 所管法人数 |
|-------|------|--------|
| 都道府県 | 47 | 5,491 |
| 指定都市 | 20 | 3,100 |
| 中核市 | 54 | 2,966 |
| 一般市 | 739 | 9,221 |
| 厚生労働省 | 1 | 40 |
| 合計 | 861 | 20,818 |

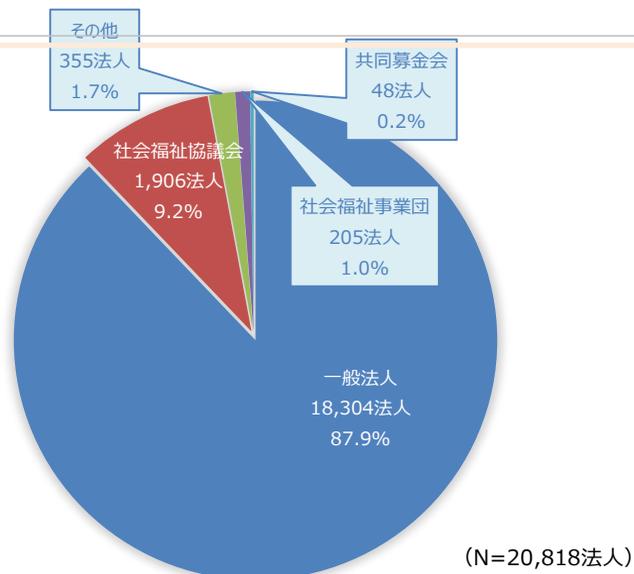


・一般市（44.3%）が最も多く、次いで、都道府県（26.4%）、指定都市（14.9%）、中核市（14.2%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

(N=20,818法人)

1-3.法人種別法人数

| 区分 | 法人数 |
|---------|--------|
| 一般法人 | 18,304 |
| 社会福祉協議会 | 1,906 |
| 社会福祉事業団 | 205 |
| 共同募金会 | 48 |
| その他 | 355 |
| 合計 | 20,818 |

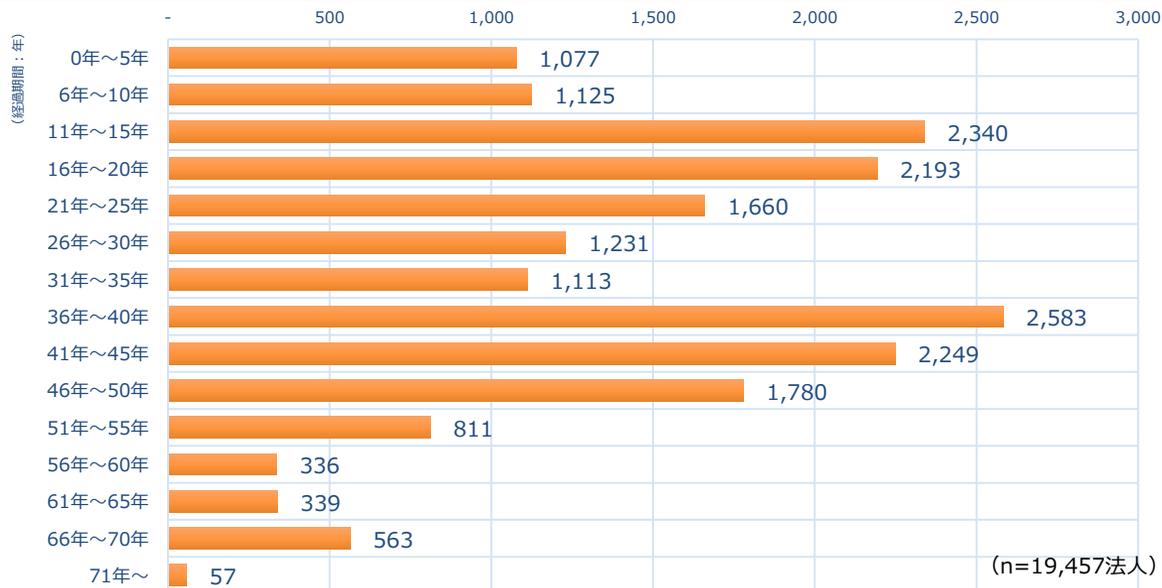


・一般法人（87.9%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（9.2%）、その他（1.7%）、社会福祉事業団（1.0%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を運営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数

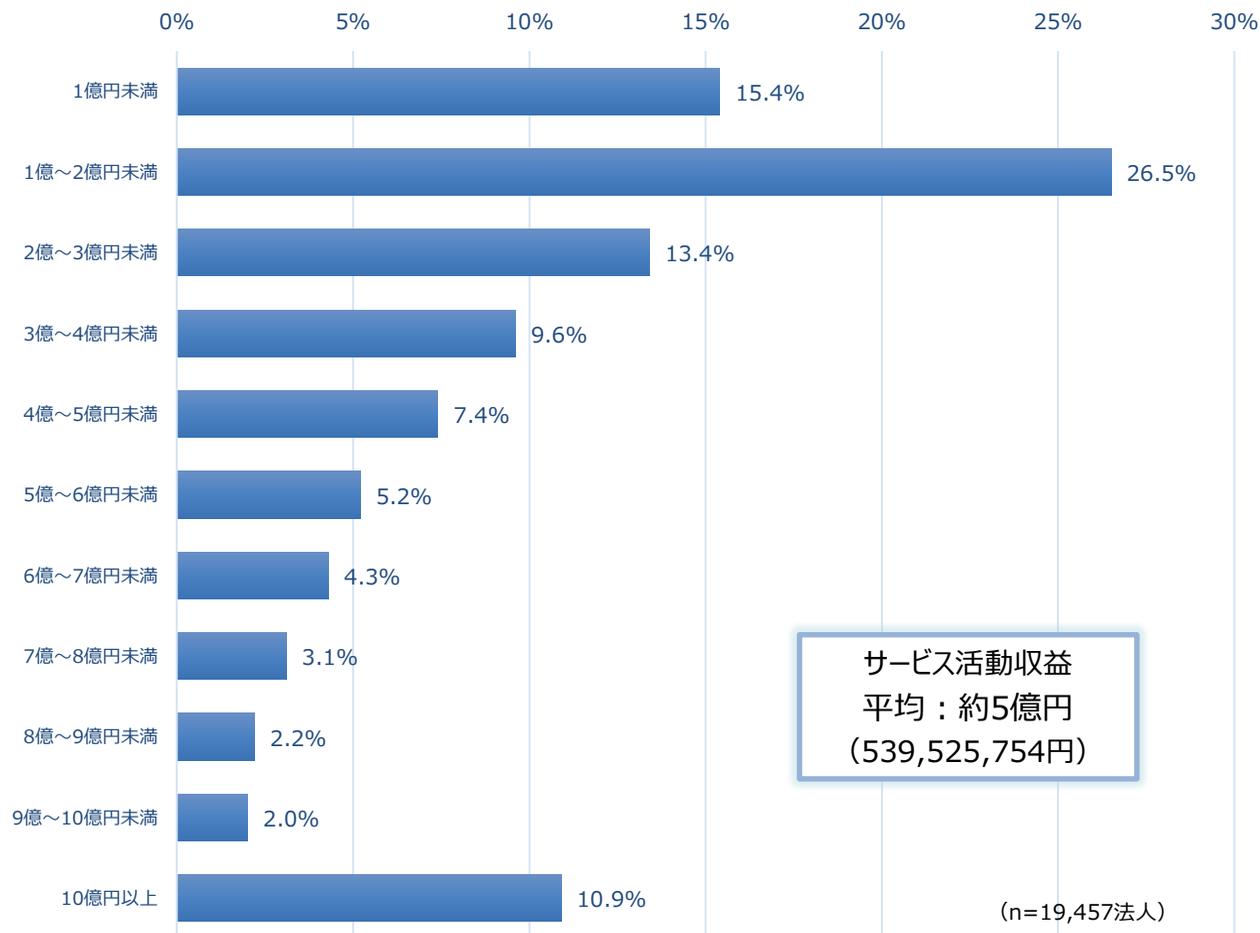
(法人数：法人)



・36年～40年（2,583法人）が最も多く、次いで、11年～15年（2,340法人）、41年～45年（2,249法人）と続いている。

2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



- 1億～2億円 (26.5%) が最も多く、次いで、1億未満 (15.4%)、2億～3億円 (13.4%) と続いている。
- また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

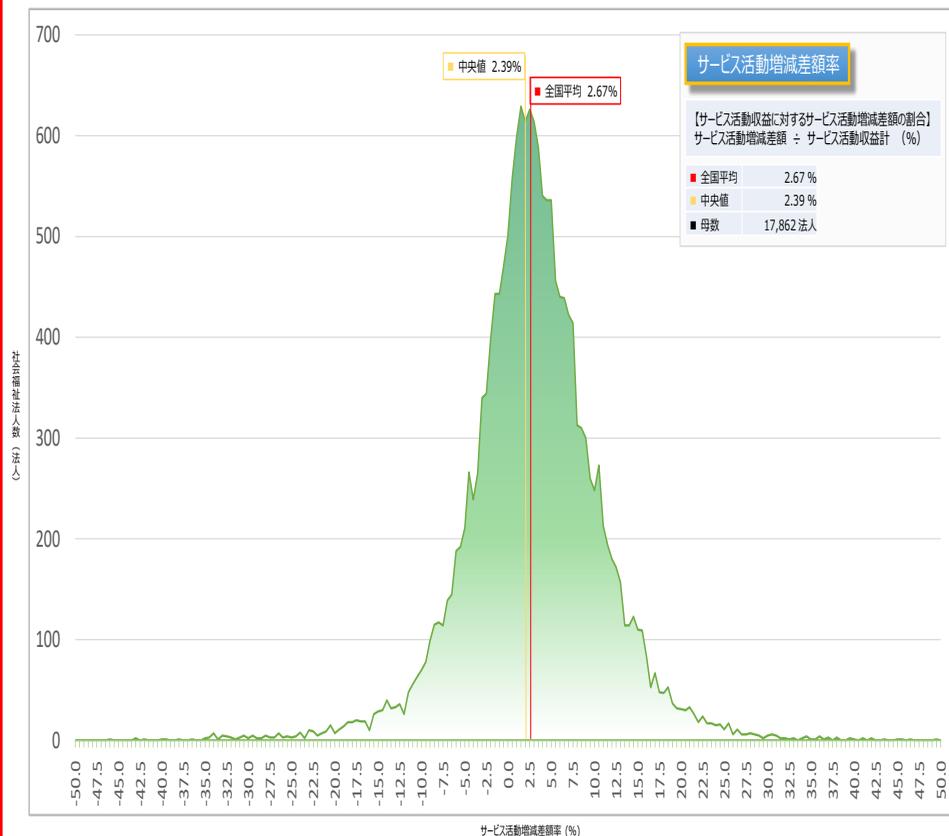
2-2. 社会福祉法人の経営状態 (全国平均)

① 指標名をクリック

| 経営指標 | |
|---------|-------------------|
| 収益性 | サービス活動増減差額率 |
| | 経常増減差額率 |
| 安定性・継続性 | 職員一人当たりサービス活動収益 |
| | 流動比率 |
| | 当座比率 |
| | 現金預金対事業活動支出比率 |
| | 純資産比率 |
| | 純資産比率 (正味) |
| | 固定長期適合率 |
| | 固定比率 |
| | 借入金比率 |
| | 借入金償還余裕率 |
| 資金繰り | 借入金償還余裕率 (正味) |
| | 債務償還年数 |
| | 事業活動資金収支差額率 |
| | 事業未収金回転期間 |
| | 事業未払金回転期間 |
| | 人件費比率 |
| 費用 | 人件費・委託費比率 |
| | 事業費比率 |
| | 事務費比率 |
| | 支払利息率 |
| | 付加価値率 |
| | 減価償却費比率 |
| 資産 | 国庫補助金等特別積立金取崩額比率 |
| | 正味金融資産額 |
| | 正味金融資産額・減価償却累計額比率 |
| | 固定資産老朽化率 |
| 効率性 | 総資産経営増減差額率 |
| 経営自立性 | 事業用固定資産回転率 |
| | 自己収益比率 |

サービス活動増減差額率

| | |
|------|----------|
| 全国平均 | 2.67% |
| 中央値 | 2.39% |
| 母数 | 17,862法人 |



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

(参考) 社会福祉施設等における経営主体の参入の状況

| 区分 | 保育所等 | 障害分野 | 介護分野 |
|-----------|-----------------|------------------|------------------|
| 総計 | 27,137 (100.0%) | 140,283 (100.0%) | 149,078 (100.0%) |
| 行政 | 8,716 (32.1%) | 2,518 (1.8%) | 1,914 (1.3%) |
| 社会福祉協議会 | — | 6,126 (4.4%) | 4,861 (3.3%) |
| 社会福祉法人 | 14,493 (53.4%) | 41,137 (29.3%) | 38,805 (26.0%) |
| その他 | 3,928 (14.5%) | 90,502 (64.5%) | 103,498 (69.4%) |
| (医療法人) | 15 (0.1%) | 4,076 (2.9%) | 25,885 (17.4%) |
| (公益法人・日赤) | 56 (0.2%) | 508 (0.4%) | 846 (0.6%) |
| (営利法人) | 1,686 (6.2%) | 59,631 (42.5%) | 67,866 (45.5%) |
| (その他) | 2,171 (8.0%) | 26,287 (18.7%) | 8,901 (6.0%) |

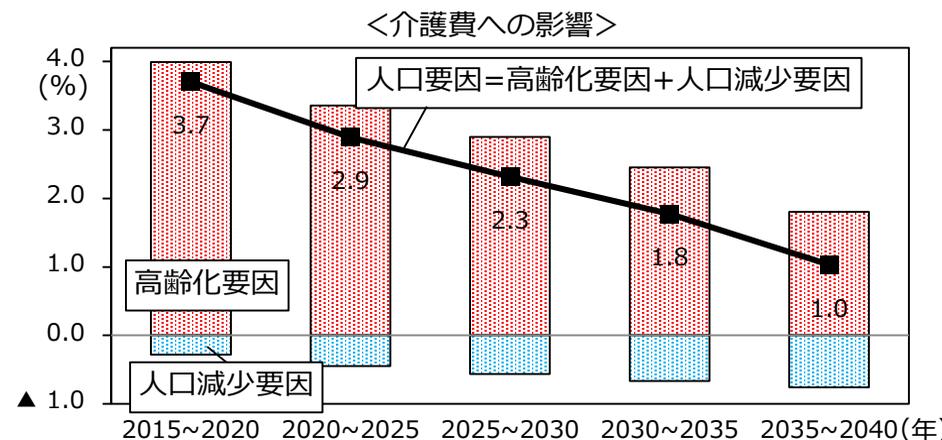
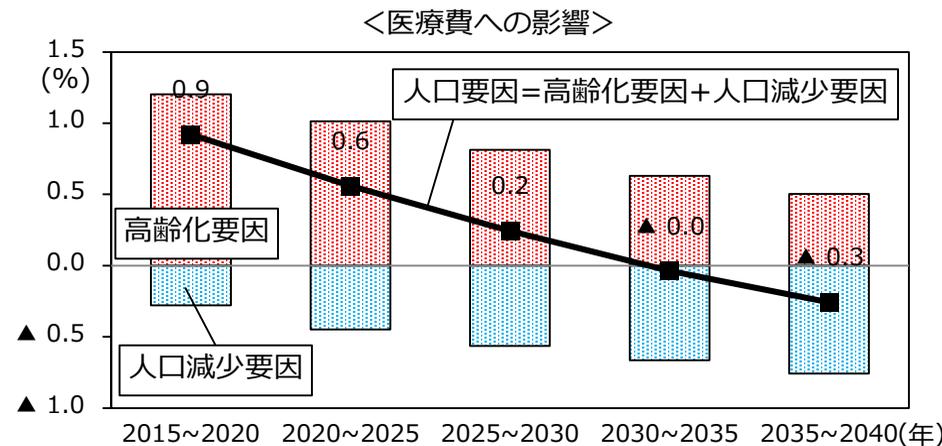
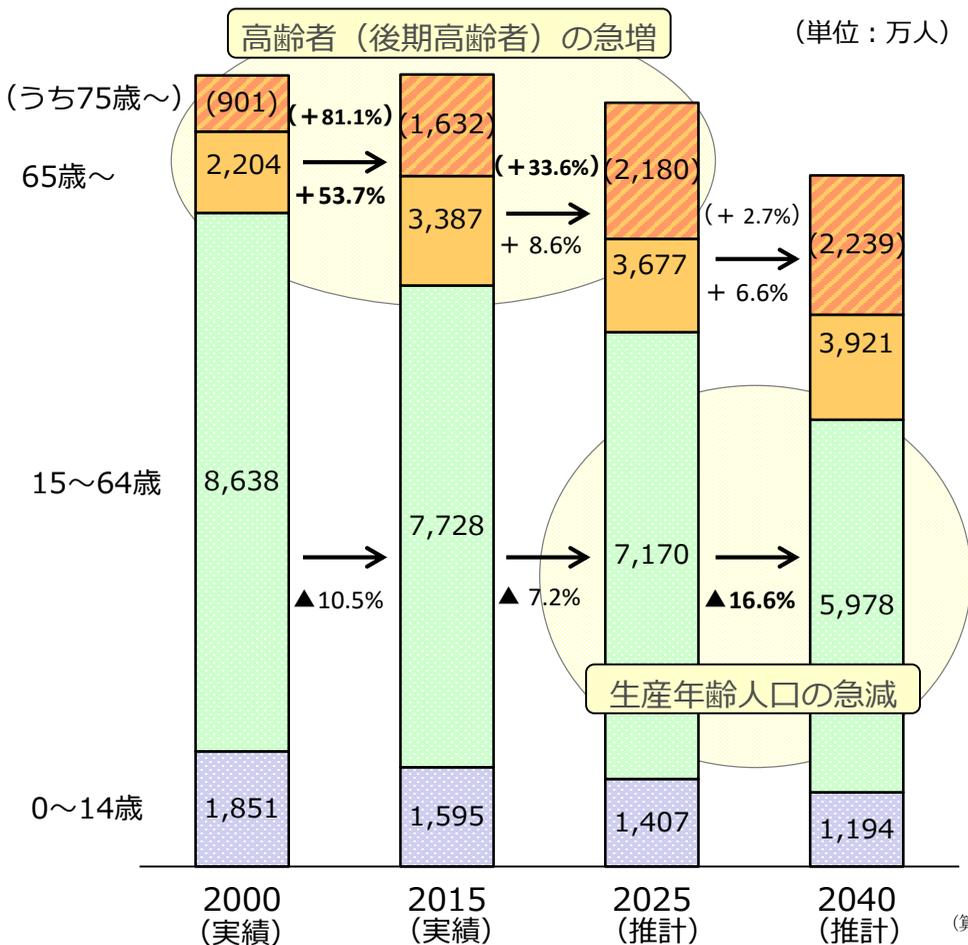
※ 保育所等・障害分野：平成29年社会福祉施設等調査（平成29年10月1日現在）より抽出
 介護分野：平成29年介護サービス施設・事業所調査（平成29年10月1日現在）より抽出

2025年までの社会の変化と2025年以降の社会の変化

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。
- 人口構造の変化の要因が医療・介護費の増加に及ぼす影響は、2040年にかけて逡減。

【人口構造の変化】

【人口構造の変化が医療・介護費に及ぼす影響】



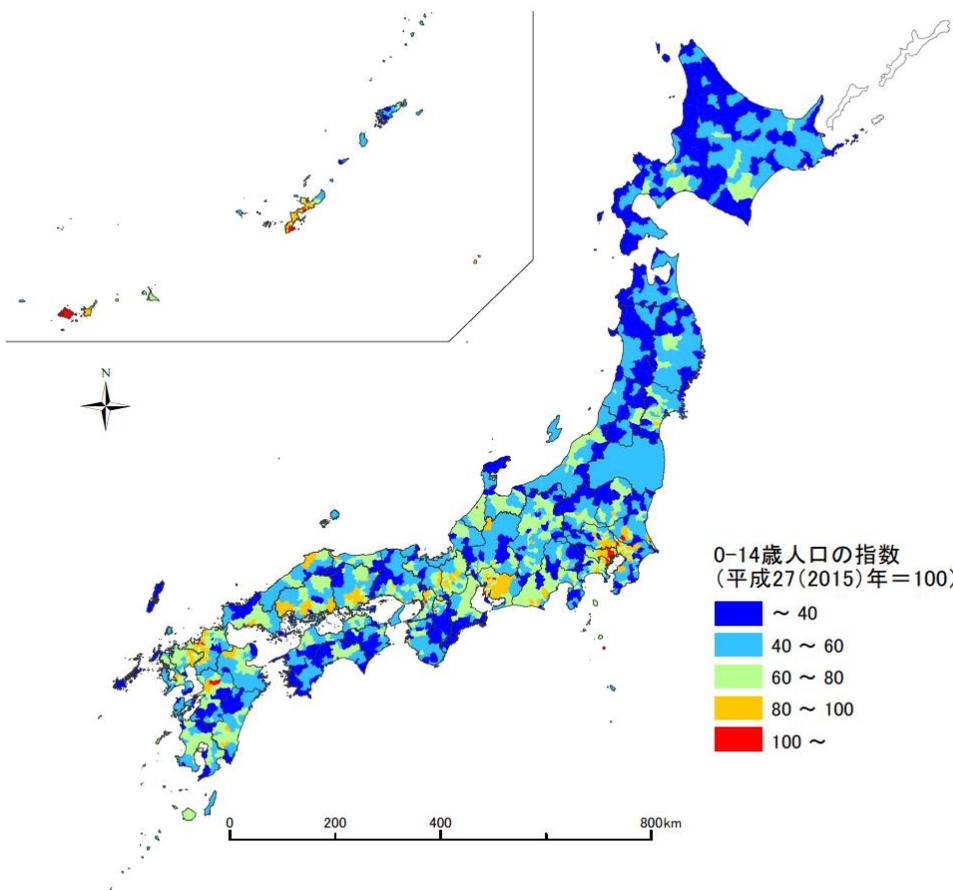
(算出方法) 年齢階級別1人当たり医療費及び介護費の実績と将来の年齢階級別人口を元に、年齢階級別1人当たり医療費・介護費を固定した場合の、将来の年齢階級別人口をベースとした医療費及び介護費を算出し、その伸び率を「人口要因」による伸び率としている。その上で、総人口の減少率を「人口減少要因」とし、「人口要因」から「人口減少要因」を除いたものを、「高齢化要因」としている。(使用データ) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」「介護給付費等実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(参考) 地域別の少子高齢化の進展

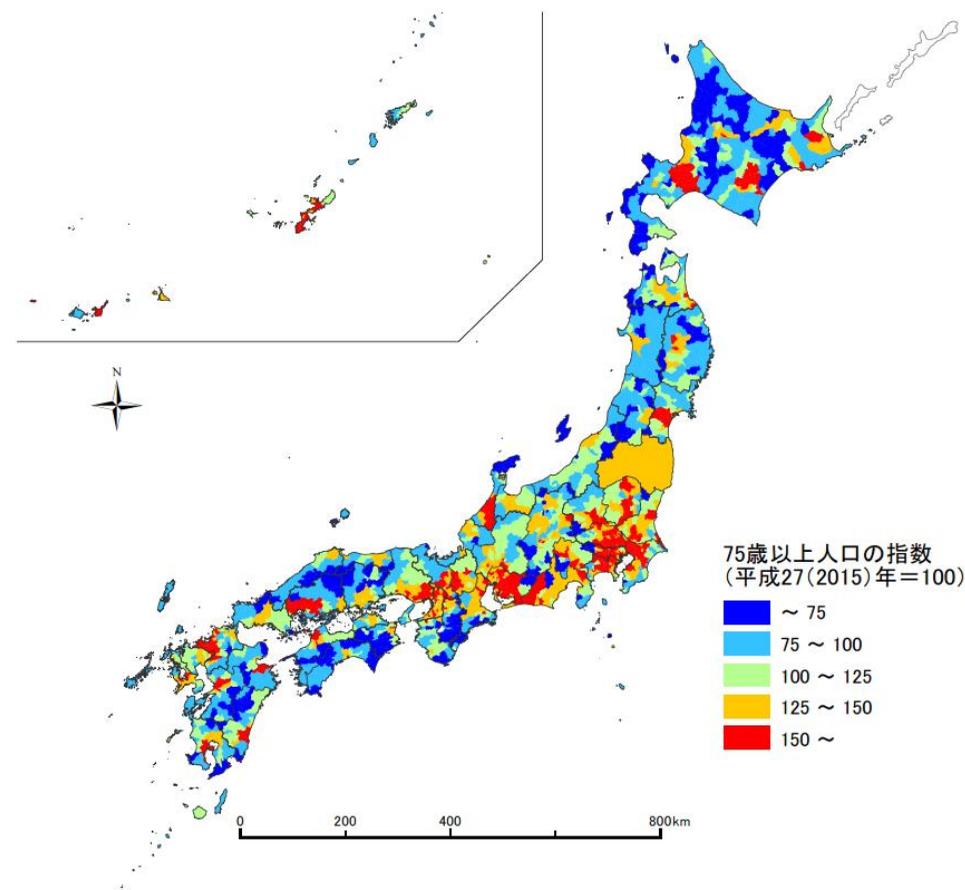
○2015年と比較して2045年の人口は、15歳未満は約29%減少し、75歳以上は約40%増加すると推計される。

○15歳未満の人口は全国的に減少する傾向。75歳以上の人口は大都市とその郊外を中心に増加する傾向にある一方で、北海道、四国、中国、東北では減少する市区町村の割合が高い。

○15歳未満の人口の指数



○75歳以上の人口の指数



※出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)

1. 社会福祉法人の現状

2. 社会福祉法人制度改革の実施状況

3. 社会福祉法人の事業展開等の現状

4. 検討が必要な事項等

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

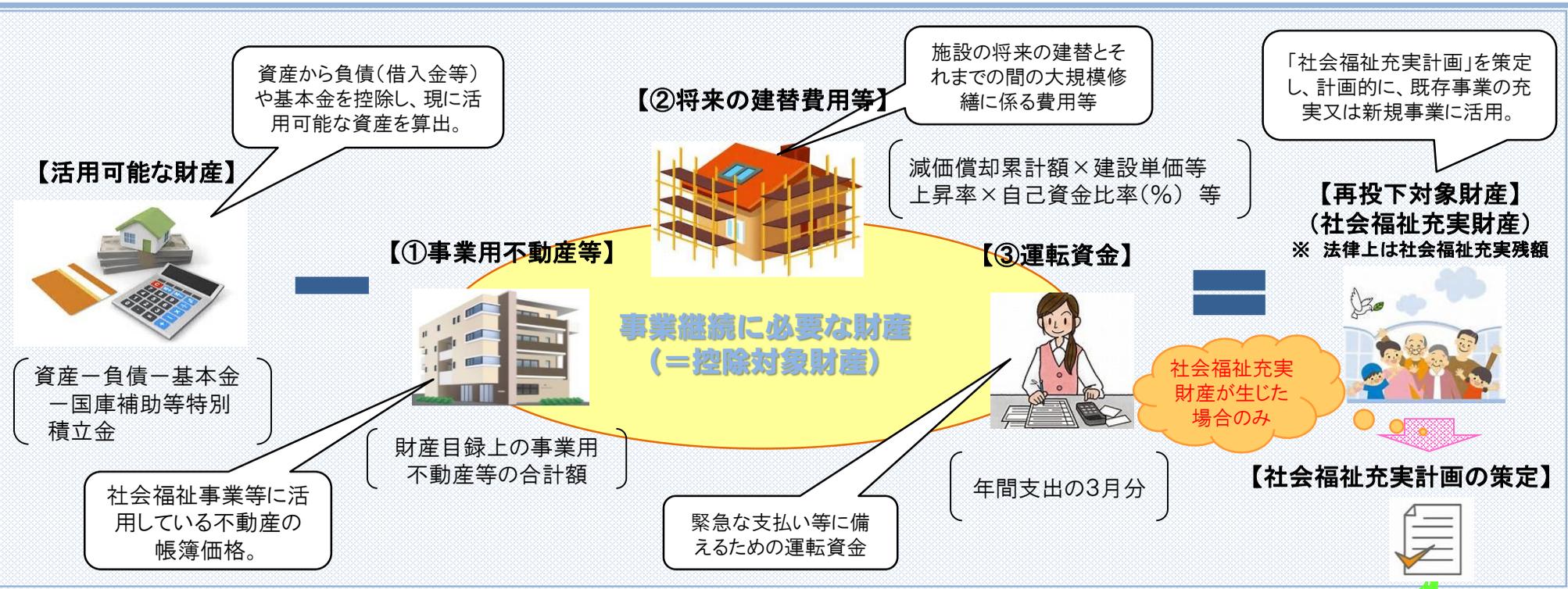
5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

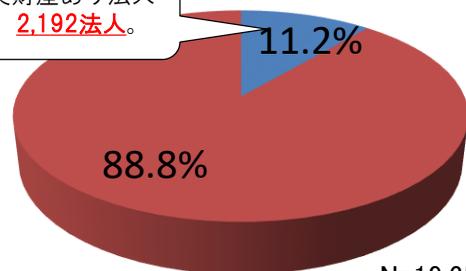
第3順位：公益事業

平成30年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成30年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、平成30年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（平成31年1月時点有効回答：19,652法人/20,838法人）

1. 社会福祉充実財産の有無

充実財産あり法人は、**2,192法人**。



N=19,652法人

■ 充実財産あり 2,192 ■ 充実財産なし 17,460

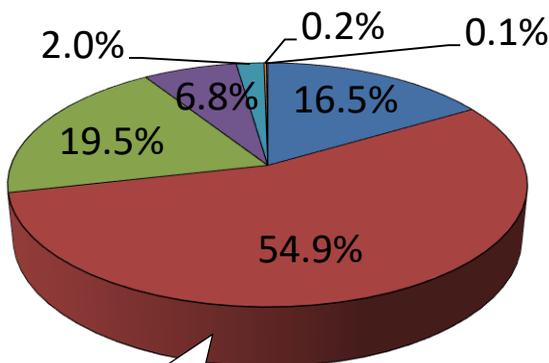
2. 社会福祉充実財産が生じた法人の当該財産の総額

N=2,192法人

全国の社会福祉充実財産の総額

4,939億円

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



N=2,192法人

収益規模は、「1億円～5億円」の法人が**1,204法人**。

■ 1億円以下
 ■ 1億円超～5億円以下
 ■ 5億円超～10億円以下
 ■ 10億円超～20億円以下
 ■ 20億円超～50億円以下
 ■ 50億円超～100億円以下
 ■ 100億円超

4. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

※複数回答可

| 社会福祉事業 | 地域公益事業 | 公益事業 | 合計 |
|--------|--------|------|-------|
| 4,687 | 122 | 109 | 4,918 |
| 95.3% | 2.5% | 2.2% | |

| 事業内容 | 事業数 | 割合 |
|---------------------|-------|-------|
| 新規事業の実施 | 650 | 13.2% |
| 職員給与、一時金の増額 | 589 | 12.0% |
| 研修の充実 | 435 | 8.8% |
| 既存事業の定員、利用者の拡充 | 82 | 1.7% |
| 既存事業のサービス内容の充実 | 324 | 6.6% |
| サービス向上のための新たな人材の雇入れ | 379 | 7.7% |
| 既存施設の建替、設備整備 | 1,977 | 40.2% |
| その他(職員の福利厚生) | 138 | 2.8% |
| その他(上記以外) | 344 | 7.0% |
| 合計 | 4,918 | |

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、平成28年4月から施行されている。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



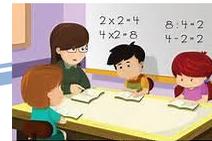
(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の取組状況について

- 「地域における公益的な取組」については、例えば、以下のような取組など、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。
- また、厚生労働省は、法人が「地域における公益的な取組」に一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、運用に係る解釈の明確化の通知を发出(平成30年1月)するとともに、平成30年度社会福祉推進事業により、実践事例の収集・分析等を行い、実践の方向性等について現場への周知等を実施。

(制度外サービスの創出)

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

(各種相談窓口の設置)

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

(移動支援)

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

(地域住民に対する普及啓発)

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

(地域住民相互の交流支援・ニーズ把握)

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

1. 社会福祉法人の現状

2. 社会福祉法人制度改革の実施状況

3. 社会福祉法人の事業展開等の現状

4. 検討が必要な事項等

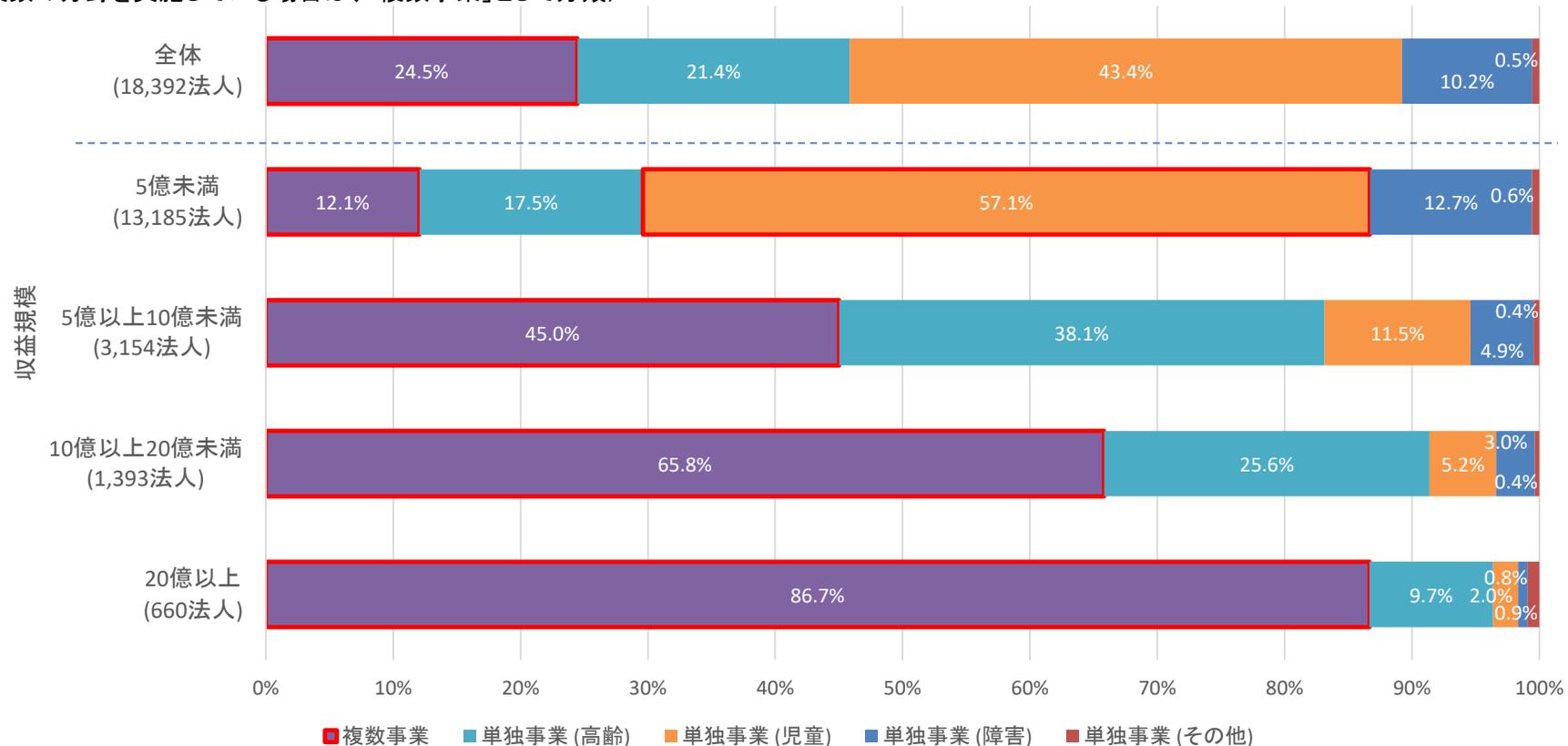
社会福祉法人の事業展開

○社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。

○収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

○ 収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計
(複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類)



※平成30年4月1日時点の現況報告書(福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計)
※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

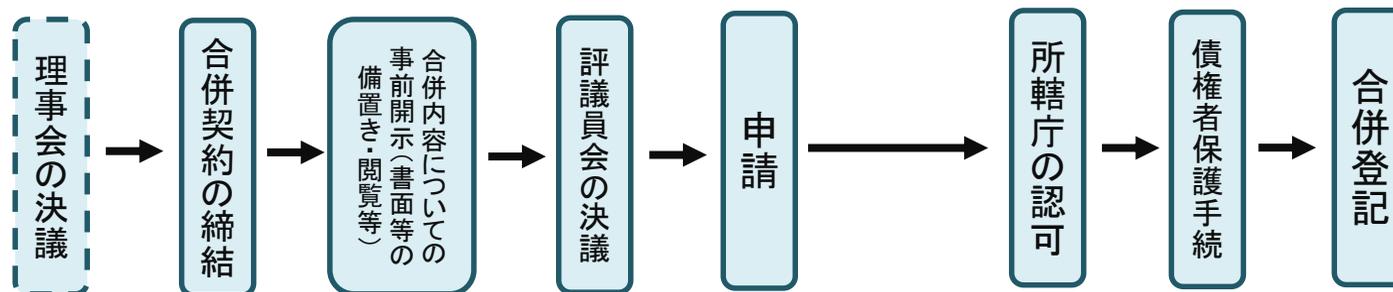
社会福祉法人の法人合併の現状

○社会福祉法人は、10年前に比して、約1割増加している。合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

○平成28年の社会福祉法人制度改革において、一般財団法人を参考に、合併に関する規定の整備を行った(平成29年4月施行)。

(※)合併契約に関する事項(記載事項、備置き・閲覧義務、承認手続等)の規定追加、合併・法人の種別(吸収合併(消滅法人・存続法人)、新設合併(消滅法人・設立法人))毎に必要な手続の規定追加 等

○ 社会福祉法人の法令上の合併の手続き



○ 合併認可件数(年度別)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 12 | 8 | 19 | 6 | 16 | 6 | 14 | 9 | 22 | 10 |

※出典:福祉行政報告例。ただし、社会福祉協議会・共同募金会・社会福祉事業団の件数を除く。

合併の種類、合併理由

○合併を行った社会福祉法人に対して実施した調査では、合併目的について、「業績不振法人の救済」との回答で、その他、効率化・合理化、多角化との回答があった。

○また、合併消滅法人の収益規模は、9割以上が5億円未満との回答であった。

| 合併目的(重複回答可) | 回答件数 | 割合 |
|-----------------|------|-------|
| 業績不振法人の救済のため | 44 | 84.6% |
| 人的資源の効率化、合理化のため | 24 | 46.2% |
| 財務資源の効率化、合理化のため | 20 | 38.5% |
| 役員の後継者不足のため | 10 | 19.2% |

| 合併存続法人の実施事業 | 回答件数 | 割合 |
|-------------|------|-------|
| 高齢 | 31 | 59.6% |
| 障害 | 32 | 61.5% |
| 児童 | 21 | 40.4% |
| その他 | 23 | 44.2% |

| 合併存続法人の収益規模 | 回答件数 | 割合 |
|-------------|------|-------|
| 1億円から5億円 | 16 | 30.8% |
| 5億円から10億円 | 14 | 26.9% |
| 10億円以上 | 20 | 38.5% |

○合併目的(その他の回答)

- ・質の高い多様な福祉サービスを総合的に推進するため。
- ・多様な支援機能を有することで、複雑化する対象者の支援ニーズに応えるため。
- ・領域の拡大に伴う一体的な福祉の増進

等

| 合併消滅法人の実施事業 | 回答件数 | 割合 |
|-------------|------|-------|
| 高齢 | 28 | 53.8% |
| 障害 | 17 | 32.7% |
| 児童 | 26 | 50.0% |
| その他 | 14 | 26.9% |

| 合併消滅法人の収益規模 | 回答件数 | 割合 |
|-------------|------|-------|
| 1億円未満 | 12 | 23.1% |
| 1億円から5億円 | 35 | 67.3% |
| 5億円から10億円 | 3 | 5.8% |
| 10億円以上 | 2 | 3.8% |

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課実施アンケート結果
有効回答:52(一部項目に不備のある回答を含む。)

(参考) 協働化・大規模化に係るこれまでのヒアリング概要

【実施時期】

平成30年10月～平成31年2月頃

【ヒアリング対象】

所轄庁、合併経験のある社会福祉法人、監査法人、コンサルティング会社、福祉医療機構 等

【主な指摘のあった内容】

- 社福は、28年改正で、ガバナンス、透明性、財務規律、地公取など重要な改正をしており、特に、地公取の実施をしっかりとチェックしていくということが今後重要
- 法人間で連携し、職員が社福事業に多角的に参画することや、地域共生的な取組に参画することは、サービスの質の向上や離職防止に効果的。法人間連携の取組を更に進めることは有意義
- 後継者不足や経営難の中で、一定の合併ニーズがある一方、所轄庁が合併等の手続きに疎い
- 合併等の際の会計処理に一部不明点があるため、明確化して欲しい
- 歴史や経営理念の相違等により、合併等は合意形成が難しいため、まずは合同研修や人事交流等により、法人理念の相互理解が重要
- 株式会社のM&Aと異なり、社会福祉法人は買い手を見つけることが困難

※福祉基盤課にて協働化・大規模化等に係る課題等についてヒアリングを実施したもの

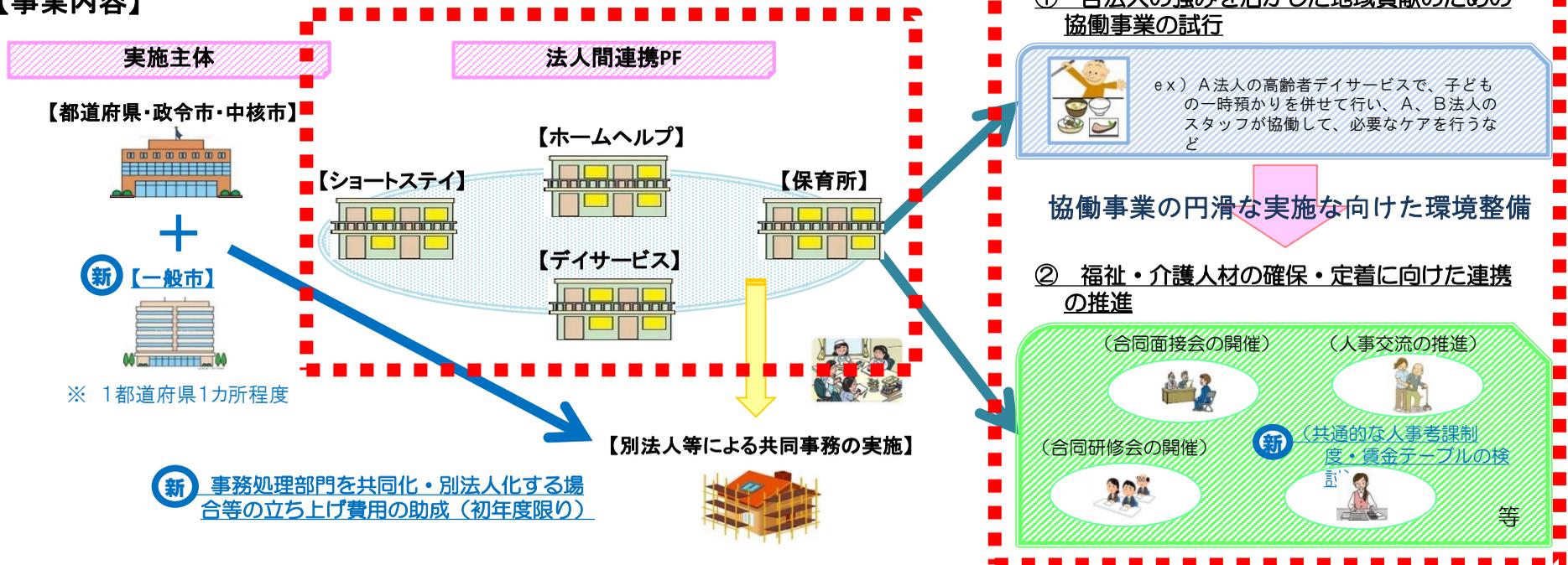
「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充【推進枠】

【要旨】

〔平成31年度予算額案：1,228,180千円（627,900千円）（（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、平成31年度予算（案）においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



(参考) 社会福祉法人の協働化の例

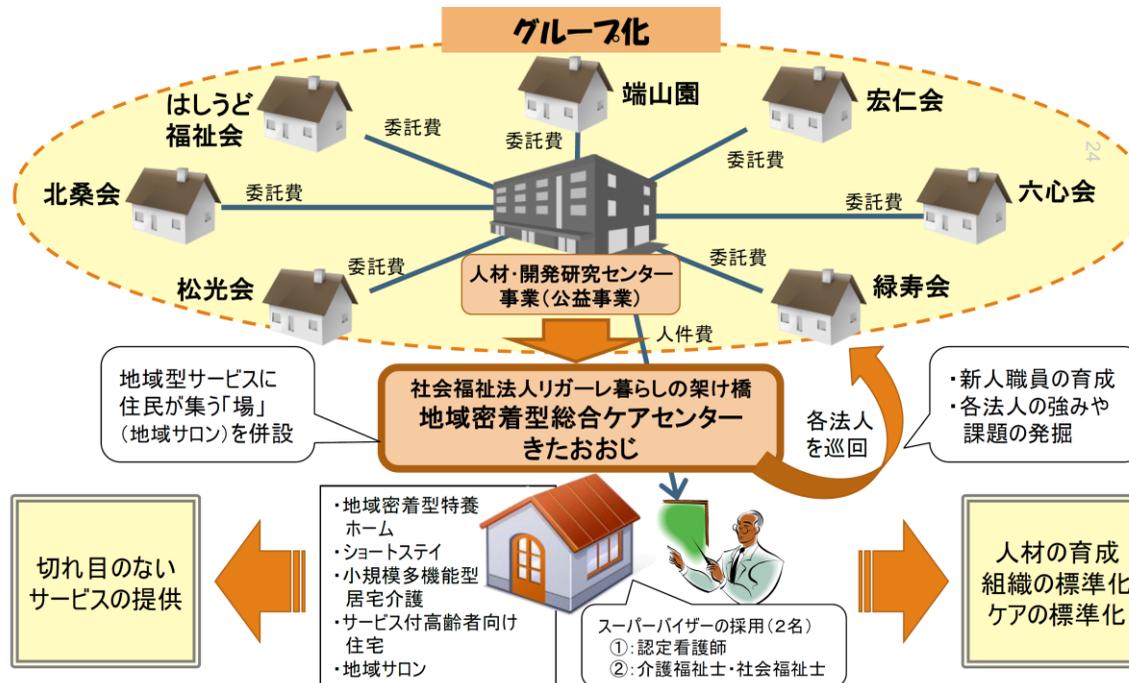
- 介護サービス等の事業を行う複数の法人が、人材育成・採用などの本部機能を統合・法人化することで、ケアの品質の底上げや研修・採用活動のコスト減を図るなどの取組も存在。

＜社会福祉法人 リガーレ＞

○ 7つの社会福祉法人（※）が、本部機能を独立・法人化。 ※ 所在地は、京都府が5法人、滋賀県が1法人、青森県が1法人

○ 統合した本部機能

- ① 介護サービスの質の標準化 : 各法人への定期的な巡回訪問によるサービスの質の標準化
- ② 介護等人材の確保・育成 : 研修や採用活動の共同実施。将来的に法人間人事異動も検討
- ③ 経営管理機能の強化 : 老朽化施設の改修や地域展開への経営戦略等の支援



(出典) 平成28年度老健事業「地域包括ケアシステム構築に向けた効果的・効率的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業」

平成30年度小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の取組計画例

- 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」においては、小規模な社会福祉法人等からなるネットワークを構築し、ネットワーク参画法人の協働により、①地域貢献のための協働事業、②人材確保・定着のための事業を効率的に推進することとしており、平成30年度においては、以下のような取組計画例がある。

1. 山形県の取組計画例

| 運営主体等 | 地域貢献のための協働事業 | 人材確保・定着のための事業 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会が運営。 ○ 19法人がネットワークに参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所としてすでに指定されている介護施設がその知見等を活かし、これから指定を受けようとしている施設への助言等の支援を行い、福祉避難所が的確で効率的に機能するようネットワークを広げていく。（防災ネットワーク） ○ 引きこもりなどで生活に困窮している方や障がい者等を対象として、介護施設における社会体験や就労の場を増やしていく。（生活困窮者、障がい者への中間的就労） ○ 刑務所出所者は社会に適応し、定職に就くのが難しく、生活が困窮することが多いことから、介護施設における就労の場を増やしていく。（刑務所出所者への一次生活支援） ○ 移動手段を有しない地域の高齢者が、必要な買い物を行うことができるよう、地域からの要請を受けて、介護施設が、空いている時間帯の送迎バスを活用して、スーパーまでの送迎をする介護施設を増やしていく。（地域住民の買い物支援） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般市民・介護関係者向け、介護の魅力発信イベントの開催。 ○ 事業所間の交流・合同研修会の実施。 |

2. 京都府の取組計画例

| 運営主体等 | 地域貢献のための協働事業 | 人材確保・定着のための事業 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 京丹後市福祉サービス事業者協議会が運営。 ○ 24法人がネットワークに参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化の急激な進行、多発する自然災害、巧妙化する犯罪など地域の環境が大きく変化する中で、高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにまちづくりを進めるために、京丹後市福祉サービス事業者のネットワークを活用して、地域住民と連携した高齢者の「見守り活動」や「支援活動」、障害者の「仕事づくり」などに取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の事業を実施するために、本事業のプラットフォームに参画する事業者における福祉・介護人材の確保と定着及びスキルアップのための合同研修を実施。 ○ 職員の確保・定着に向け、各法人の優良事例を集めた冊子「きょうたんご福祉ナビ」を作成し、発表会等で情報発信や啓発資料として周知。 |

3. 兵庫県取組計画例

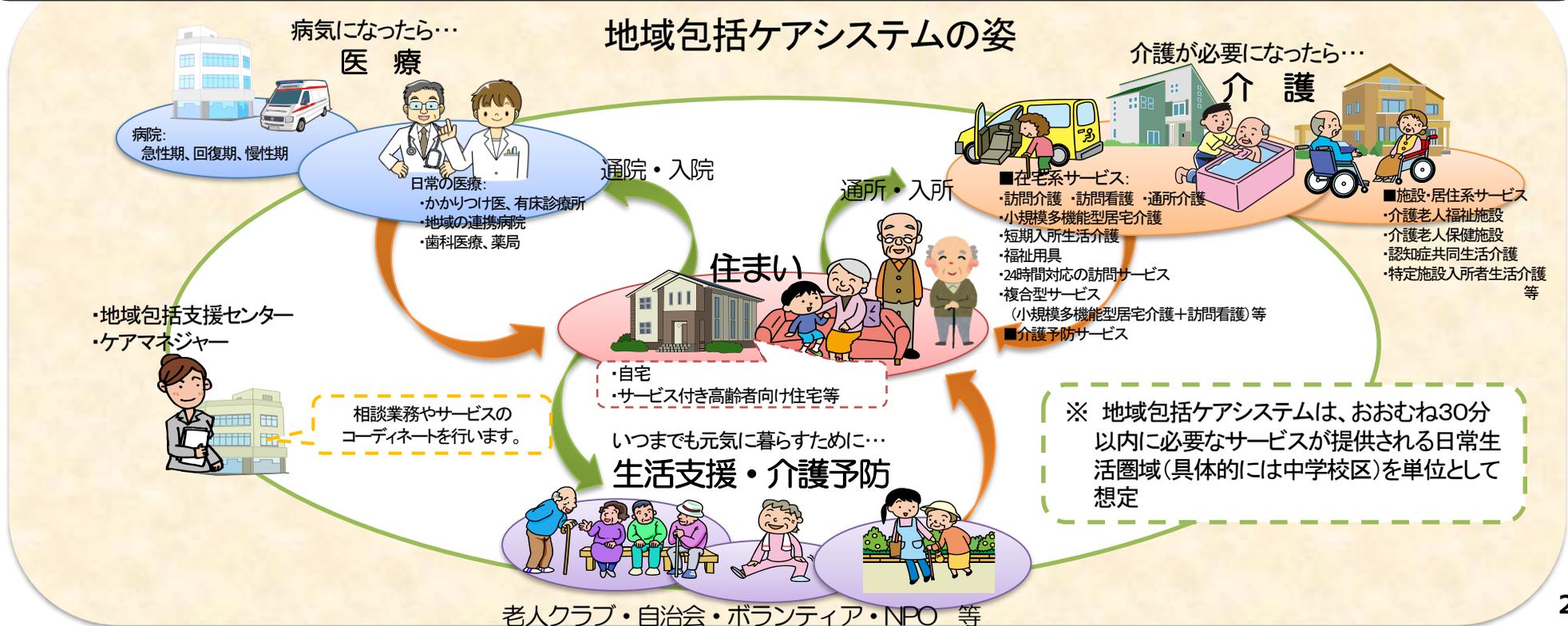
| 運営主体等 | 地域貢献のための協働事業 | 人材確保・定着のための事業 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市社会福祉協議会が運営。 ○ 14法人がネットワークに参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時には、事業の継続運営のみならず、要援護者への緊急的な対応が必要になってくる。また、災害時には、要援護者のみならず一般市民も福祉施設に避難してくることが想定される。施設や職員が災害時緊急マニュアルにおいて即座に対応し、市区町域内での多様な福祉関係者によるネットワークが有効活用できるように社会福祉施設等の福祉避難所としての支援体制の構築を目指す。 ○ この法人連携プラットフォームが、児童、障害、高齢者を対象とした各分野の福祉法人のネットワークであることを活かし、分野横断的かつ包括的なワンストップでの相談支援拠点の設置を目指し、その第一歩として、健康福祉まつりや福祉フェスタなど福祉関係イベント時に福祉総合相談窓口を開設する。 ○ 地域共生社会について地域住民との学び場としての講演会等の開催、実践の場としてのみんなで晩ごはん事業（仮称）の実施。この事業は、年齢、性別関係なく、地域住民で食卓を囲むもので、こどもや高齢者の孤食を防止する場であり、地域のつながりを作る事業として実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者に対する支援体制の構築を実施するにあたり、実際に災害が起きた場合は職員一丸となって対応しなければならず、事前に机上訓練や備品設備等の準備・把握、連携期間との合同練習など、計画・立案・実施等を進めていき、緊急時には即座に対応できるような体制づくりが必要である。また、市民や関係機関との合同研修会を検討する。 ○ 市行政やふるさとハローワークと連携して就職フェアの開催（2回）や、福祉系・看護系の大学等でのPR活動を実施する。 ○ 市の移住定住施策や人口増施策との連携を協議するとともに、新たな人材である技能実習生の活用についても研究する。 |

4. 佐賀県の実施計画例

| 運営主体等 | 地域貢献のための協働事業 | 人材確保・定着のための事業 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 多久市社会福祉協議会が運営。 ○ 23法人がネットワークに参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携による相談支援 困難事例に対して、救護施設、特別養護老人ホーム、障がい者施設等法人から職員を派遣してもらい、法人間ネットワークを形成。関係機関を巻き込みながら連携した相談支援を受けられる体制の整備を行う。 ○ 既存の制度では対応できない支援・サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困難者に対する援助事業（貸付・給付・ゴミ片付け・食料提供） ・ 福祉教育・福祉人材の育成事業（学生に対する福祉教育、法人職員間のスキルアップを目的とした合同研修等） ・ 福祉イベントの開催事業（高齢・障がい・子ども等と一緒に参加できる福祉フェスタの開催、子ども食堂） ○ お仕事応援団 多久市内の法人間に就労体験の場を提供・協力を依頼。一般就労に不安がある若者の社会参加への応援。ジョブコーチとしての受入。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉について語ろう会 法人間の職員同士が集まり、日頃の仕事の悩みやストレス等について語る場を作り、他職種と語り合う中で、新たな仕事に対する喜びを発見。これらにより福祉人材の離職を予防する。また、多久市福祉合同面接会等新たな試みについて、協議していく。 |

(参考)地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



(参考)「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年:

- ◆介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:

更なる制度見直し

2020年代初頭:
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

- 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、近年、高齢者の「若返り」が見られ、就業率が上昇するなど高齢者像が大きく変化。
- 国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、厚生労働省に「**2040年を展望した社会保障・働き方改革本部**」(本部長：厚生労働大臣)を立ち上げ、引き続き、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるとともに、以下の取組を推進。
 - ① **雇用・年金制度改革等**
 - ② **健康寿命延伸プラン**
 - ③ **医療・福祉サービス改革プラン**

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
 - 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
 - 中途採用の拡大
 - 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金(iDeCo(イデオ)等)の拡充
- ※あわせて、地域共生・地域の支え合い等を推進

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

労働力制約が強まる中での医療・福祉サービスの確保に向けて (医療・福祉サービス改革プラン)

平成30年10月22日 未来投資会議
厚生労働大臣提出資料

- 2025年以降、現役世代（担い手）の減少が一層進むことが見込まれる中で、「ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革」、「タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進」、「組織マネジメント改革」、「経営の大規模化・協働化」の4つの改革を通じて、生産性の向上を図ることにより、必要かつ適切な医療・福祉サービスが確実に提供される現場を実現する。

ロボット、AI、ICT等の実用化推進、 データヘルス改革

- 2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の検討
- データヘルス改革に関し、2020年度までの事業の着実な実施とそれ以降の絵姿（医療情報の標準化、全国的な保健医療情報ネットワーク等）・工程表の策定
- 介護施設における業務フローの分析・仕分けを基に、①介護助手、②介護ロボット（センサーを含む）、③ICTの活用等を組み合わせた業務効率化のモデル事業を今年度中に開始。効果を検証の上、全国に普及
- オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実 等

組織マネジメント改革

- 医療機関の経営管理や労務管理を担う人材の育成
- 福祉分野における、業務フローの分析を踏まえた、業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン（生産性向上ガイドライン）の作成・普及・改善
- 現場の効率化に向けた工夫を促す報酬制度への見直し（実績評価の導入など）
- 文書量削減に向けた取組、事業者の報酬改定対応コストの削減の検討 等

タスクシフティングを担う人材の育成、 シニア人材の活用推進

- 業務分担の見直し等による、①効率的・機能的なチーム医療を促進するための人材育成、②介護施設における専門職と介護助手等の業務分担の推進
- 介護・看護・保育等の分野において、介護助手等としてシニア層を活かす方策、医療分野における専門職を支える人材育成等の在り方の検討 等

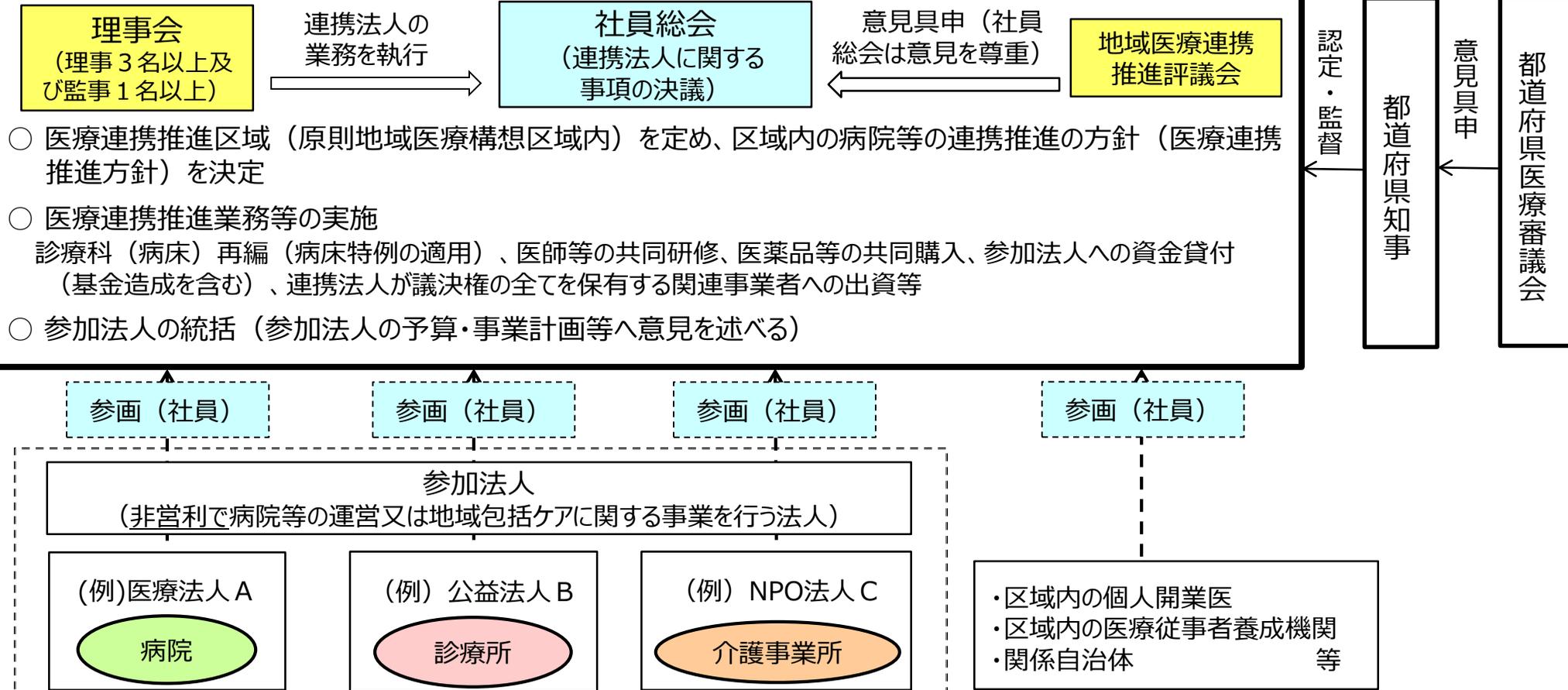
経営の大規模化・協働化

- 医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営共同化、多角化方策の検討
- 医療法人と社会福祉法人の連携方策の検討 等

(参考) 地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域医療連携推進法人の設立事例（平成29年度）

| No. | 名称（認定日） | 連携推進区域／参加法人・社員 | 運営方針 |
|-----|--|---|--|
| 1 | 尾三会 (平成29年4月2日) | <p>【連携推進区域】 愛知県：名古屋市（緑区、天白区、南区）、岡崎市、西尾市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町</p> <p>【参加法人】 南医療生活協同組合総合病院南生協病院(313床)、医療法人清水会相生山病院(162床)、医療法人なるみ会第一なるみ病院(130床)、医療法人コジマ会ジャパン藤脳クリニック(19床)、医療法人みどり訪問クリニック、医療法人並木会並木病院(212床)、医療法人善常会善常会リハビリテーション病院(95床)、医療法人愛整会北斗病院(270床)、医療法人鉄友会宇野病院(180床)、医療法人十全会三嶋内科病院(146床)、医療法人葵養セントラル病院(30床)、医療法人社団福祉会高須病院(169床)、医療法人宝美会総合青山病院(230床)、医療法人明和会辻村外科病院(120床)、医療法人社団同仁会一里山・今井病院(20床)、公益財団法人豊田地域医療センター(150床)、医療法人贈恩会小嶋病院(299床)、医療法人利靖会前原整形外科リハビリテーションクリニック(19床)、医療法人秋田病院(150床)、学校法人藤田学園藤田医科大学病院(1435床)、社会福祉法人福田会 特別養護老人ホーム豊明苑(100名)、社会福祉法人あかいけ寿老会(特養50名)、医療法人名翔会和合の里(老健105床)、社会福祉法人東郷福祉会特別養護老人ホームイストウ・イレヅ(100床)、医療法人秀麗会山尾病院(60床)、医療法人幸寿会平岩病院(60床)、社福地域福祉コミュニティほほえみ、医療法人木南舎富田病院(96床)</p> <p>【社員】 たきざわ胃腸科外科</p> | <p>①特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期及び在宅医療等の充実化の促進</p> <p>②広域を担う特定機能病院と地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目無く適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与</p> <p>③厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるように、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等の支援</p> |
| 2 | はりま姫路 総合医療センター 整備推進機構 (平成29年4月3日) | <p>【連携推進区域】 兵庫県：中播磨圏域（姫路市、福崎町、市川町、神河町）、西播磨圏域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）</p> <p>【参加法人】 兵庫県立姫路循環器病センター（350床） 社会医療法人製鉄記念広畑病院（392床）</p> | <p>①循環器疾患医療、救命救急センター機能等専門性の高い医療の継承及び発展</p> <p>②高度専門・急性期医療を担う医療機関として他の医療機関と協力及び連携し、地域医療ネットワークの中心的な役割を果たす</p> <p>③質の高い診療・教育・研究を行い、将来の活躍が期待される医師等が集まるリーディングホスピタルを目指す</p> <p>④疾病予防の啓発活動及び予防医学の進展に貢献</p> |
| 3 | 備北メディカル ネットワーク (平成29年4月2日) | <p>【連携推進区域】 広島県：三次市、庄原市</p> <p>【参加法人】 三次市市立三次中央病院(350床)、三次地区医師会医師会立三次地区医療センター(150床)、庄原市庄原市立西城市民病院(54床)、日本赤十字社 総合病院庄原赤十字病院(301床)</p> | <p>①安全かつ安心な医療提供体制を追及する</p> <p>②医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを追及する</p> <p>③医療機関の安定的経営を追及する</p> |
| 4 | アンマ (平成29年4月2日) | <p>【連携推進区域】 鹿児島県大島郡：瀬戸内町、宇検村</p> <p>【参加法人】 瀬戸内町与路へき地診療所、瀬戸内町へき地診療所(19床)・瀬戸内町巡回診療車・瀬戸内町国民健康保険池地診療所(2床)、宇検村国民健康保険宇検診療所、医療法人馨和会いづはら医院(19床)、奄美医療生活協同組合南大島診療所(6床)・介護老人保健施設せとうち(60名)</p> | <p>①誰もが住み慣れた地域で自分らしく末永く暮らせるよう、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進</p> <p>②質の高い医療を効率的に提供し、介護事業所等とも連携し、地域の皆様が健康で、意欲のある生活を送れるように保健・医療・福祉のイノベーションを図り、未来に責任ある街づくりの推進</p> |

地域医療連携推進法人の設立事例（平成30年度）

| No. | 名称（認定日） | 連携推進区域／参加法人・社員 | 運営方針 |
|-----|------------------------------------|---|---|
| 5 | <p>日本海ヘルスケアネット (平成30年4月1日)</p> | <p>【連携推進区域】 山形県：庄内医療圏（酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町、三川町）</p> <p>【参加法人】 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構：日本海総合病院（646床）、日本海酒田リハビリテーション病院（114床）、日本海八幡クリニック 等 (一社)酒田地区医師会十全堂：訪問看護ステーションスワン 等 (一社)酒田地区歯科医師会：酒田地区歯科医師会 (一社)酒田地区薬剤師会：酒田地区薬剤師会 医療法人健友会：本間病院（154床）、のぞみ診療所 等 医療法人山容会：山容病院（220床）、グループホームわだち 医療法人宏友会：上田診療所（6）、介護老人保健施設うらら 等 社会福祉法人光風会：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム 等 社会福祉法人かたばみ会：特別養護老人ホーム 等</p> | <p>①参加法人間において地域に必要な診療機能、病床規模の適正化を図り、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務の連携を進め、地域医療構想の実現を図る</p> <p>②地域包括ケアシステムの構築を行政と共に進め、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療、介護、福祉、生活支援が提供できる取組みを進める</p> <p>③参加法人の個性、特徴を活かした相互連携を進め、優秀な人材の育成や持続可能な経営を通じて地域に貢献する</p> <p>④参加法人は、公共の福祉のために、連携推進業務の推進を図る責任を負う</p> |
| 6 | <p>医療戦略研究所 (平成30年4月1日)</p> | <p>【連携推進区域】 福島県：いわき医療圏（いわき市）</p> <p>【参加法人】 医療法人社団正風会 石井脳神経外科・眼科病院（48床）、石井正記念石井医院、介護老人保健施設 社会福祉法人正風会 ケアハウス 社団医療法人容雅会 中村病院（140床） 医療法人社団 木田医院</p> | <p>①医療法人社団正風会石井脳神経外科・眼科病院が、これまでに地域の病院や診療所との間で培った地域医療連携のノウハウを活用して地域医療連携の核となり、一般病床及び療養病床を運営する社団医療法人容雅会中村病院との有機的病床分担及び効率的に連携した運用をすることで、地域医療構想の実現に寄与</p> <p>②病院における退院時指導のみならず、入院治療の時点から居宅介護支援事業所などとの連携を図り、病院と在宅ケアサービスとの一体的運用により、効率的な医療・介護連携体制を構築</p> <p>③社会福祉法人正風会、ケアハウス小名浜をはじめとした在宅ケアサービスと、介護老人保健施設の通所及びショートステイなどの施設サービスを連動させて、多様なニーズに応える介護連携を構築</p> <p>④2病院（石井脳神経外科眼科病院、中村病院）、2診療所（石井医院、木田医院）、ケアハウス介護老人保健施設の連携により、地域に合った医療・介護そして福祉の事業連携を構築し、地域全体に情報発信して福島県の地域モデルを創設</p> |

地域医療連携推進法人の設立事例（平成30年度）

| No. | 名称（認定日） | 連携推進区域／参加法人・社員 | 運営方針 |
|-----|---|--|--|
| 7 | <p>房総メディカル アライアンス (平成30年12月1 日)</p> | <p>【連携推進区域】 千葉県：安房医療圏（南房総市、館山市、鴨川市、安房郡 鋸南町） 【参加法人】 南房総市 富山国保病院（51床） 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター（149床）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①医療介護従事者の派遣体制の整備 ②医療介護従事者の資質向上に関する共同研修 ③医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他 の物資の共同購入 ④地域包括ケアシステム構築のための機能分担 や病床調整 ⑤医療資源の有効活用 ⑥連携業務における効率化 |

地域医療連携推進法人の設立事例（平成31年度）

| No. | 名称（認定日） | 連携推進区域／参加法人・社員 | 運営方針 |
|-----|---------------------------------------|--|---|
| 8 | <p>さがみメディカルパートナーズ （平成31年4月1日）</p> | <p>【連携推進区域】 神奈川県：厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村</p> <p>【参加法人】 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス：海老名総合病院（469床）、JMA海老名訪問看護ステーション、ケアネット海老名、介護老人保健施設アゼリア 等 医療法人社団神愛会：オアシス湘南病院（158床）、ほほえみケアネット 医療法人社団静岡メディカルアライアンス：今里クリニック 医療法人博清会：海老名田島クリニック 社会福祉法人ケアネット：特別養護老人ホームシェ・モア、特別養護老人ホーム陽だまり 等</p> | <p>①「脳卒中」「急性心筋梗塞」「外傷」等の救急医療の強化とともに、病院間連携によるがん診療の医療圏内における診療体制の充実をはかり、地域住民に安心、安全且つ質の高い医療サービスを提供する。</p> <p>②参加病院、施設間の連携を超えた一体化を推進し、特に患者・利用者の受け入れ体制の一元化を実現させることにより、シームレスな地域包括ケアシステムの構築に寄与する。</p> <p>③限りあるリソースの有効活用をはかるため、参加法人間で連携し二次医療圏の医療を支える人材の育成に注力し、質の均質化と継続的向上、永続的に安定した医療・介護サービスの提供を目指す。</p> |
| 9 | <p>日光ヘルスケアネット （平成31年4月1日）</p> | <p>【連携推進区域】 栃木県：日光市</p> <p>【参加法人】 医療法人社団双愛会：足尾双愛病院（84床）、介護老人保健施設そうあい 社団医療法人明倫会：今市病院（129床）、日光野口病院（120床） 医療法人秀明会：大澤台病院（120床） 医療法人栄仁会：川上病院（67床） 学校法人獨協学園：獨協医科大学日光医療センター（199床） 公益社団法人地域医療振興協会：日市民病院（100床）、介護老人保健施設にっこう 社団医療法人英静会：森病院（114床）、介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ（森の家）、訪問看護ステーションフォレスト日光 医療法人矢尾板記念会：見龍堂クリニックかわせみ（19床）、認知症高齢者グループホームかわせみ、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所 等 医療法人社団志幸会：木村内科医院 日光市：市立奥日光診療所、市立小来川診療所、市立国民健康保険栗山診療所、市立三依診療所、市立湯西川診療所、市立休日急患こども診療所</p> | <p>①参加医療機関が相互に医療機能の分担を図り、各種業務の連携を進めることにより、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。</p> <p>②日光市内の各地区において、住み慣れた地域で切れ目なく適切な医療・介護・福祉サービスが受けられるよう、急性期から回復期及び慢性期の医療の提供に加え、在宅医療の充実に努めるとともに、介護施設等との連携強化を図る。</p> <p>③県西地域医療構想の達成に向けて、回復期病床の充実を図るなど病床機能の転換等を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、病病連携、病診連携、診診連携及び介護との連携の強化を図る。</p> |

地域医療連携推進法人の設立事例（平成31年度）

| No. | 名称（認定日） | 連携推進区域／参加法人・社員 | 運営方針 |
|-----|--|---|---|
| 10 | <p style="text-align: center;">滋賀高島 （平成31年4月1日）</p> | <p>【連携推進区域】 滋賀県：高島市</p> <p>【参加法人】 医療法人マキノ病院：医療法人マキノ病院(120床) 一般財団法人近江愛隣園：一般財団法人近江愛隣園 今津病院(80床) 高島市：高島市民病院(210床) 医療法人かおり会：医療法人かおり会本多医院、医療法人かおり会藁園本多医院</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関相互の業務の連携を推進する。 ・ 地域における質の高い医療を効率的に提供する。 ・ 将来にわたって医療介護福祉等の切れ目のないサービスを安定的に提供する。 |

1. 社会福祉法人の現状
2. 社会福祉法人制度改革の実施状況
3. 社会福祉法人の事業展開等の現状
4. 検討が必要な事項等

検討が必要な事項等①

<現状認識等>

- 社会福祉法人は、平成28年の社会福祉法改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を行い、これまでのところ、関係者の協力により、概ね順調に施行されてきた。
- 一方、我が国の人口動態を見ると、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速するなど、2040年に向けて、現役世代(担い手)の減少が課題となる中、中長期的に、人手不足などの問題が更に深刻化する恐れもある。
- また、人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で、社会福祉法人は、法人の責務として、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握・対応していくことが求められており、今後とも、この取組(地域における公益的な取組)をより一層進めていくことが期待されている。
- さらに、近年、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現等、地域で連携してサービス提供することが求められてきている。
- 以上を踏まえ、人手不足などの問題が深刻化することが見込まれる中、地域における福祉サービスを確保するとともに、社会福祉法人が地域共生社会の実現に向けた取組等をより一層進めていくため、次頁の取組について、どのように考えるか。

検討が必要な事項等②

<全体の方向性>

- 人手不足などの問題が深刻化する中で、社会福祉法人が地域における多様な福祉ニーズへの対応や、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現等に向けた取組等を進めるため、経営の協働化や大規模化に取り組むことは有効ではないか。

<具体的方策>

- 希望する法人において、社会福祉法人の経営の協働化や大規模化に取り組みやすいよう、これまでのヒアリングでの指摘等を踏まえ、それぞれ次の取組を進めてはどうか。
 - ・ 所轄庁が合併等の手続きに疎い → 希望法人向けのガイドラインを策定(改定)
 - ・ 合併等の相手方を見つけることが困難である → 希望法人向けのマッチング支援の拡充
 - ・ 合併等に当たっての会計処理に不明点がある → 会計専門家による検討会で整理
- 社会福祉法人が法人間連携により、社会福祉事業や地域における公益的な取組等を推進していくため、地域医療連携推進法人のような、社会福祉法人が主体となった連携法人制度があった方が良いか。